Apple Pay モバイルペイメント特約

第１章 総則

第１条（目的等）

１．本特約は、株式会社エムアイカード（以下「当社」といいます。）が定めるカード会員規約及びカード会員規約とともに適用される特約等（以下総称して「会員規約」といいます。）に基づきカードの貸与を受けた会員（以下「会員」といいます。）が、Apple Pay にてカードによるショッピングの利用を行う場合における、当社が会員に提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の内容、利用方法、その他の事項について定めるものです（以下、本サービスにかかる会員と当社との間の本特約に基づく契約関係を「本契約」といいます。)。

２．本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。尚、会員規約と本特約の規定が重複し又は矛盾抵触する場合は、本特約の規定を優先します。

３．会員は、本特約に同意の上、本サービスの提供を受けるものとします。また、会員が本サービスを受けるためには、Apple 社との間で、Apple Pay の利用に係る契約を締結する必要があり、本サービスについては、本特約のほか、Apple 社の定める約款が適用されます。

第２条（用語の定義）

本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本特約において特に定めのない用語については、会員規約と同様の意味を有します。

(1)「利用者」とは、会員のうち、本契約の当事者として、本サービスの提供を受ける者をいいます。

(2)「Apple 社」とは、利用者に対して、Apple Pay を含む、指定モバイル端末にかかるサービスを提供する Apple Japan 合同会社をいいます。

(3)「Apple Pay」とは、Apple 社と利用者との間の契約（当該契約に適用される約款を「Apple 社約款」という。）に基づき同社が利用者に提供する本件モバイル端末を、非接触式決済を行うためのデバイスとして用いることができるサービスをいいます。

(4)「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple 社が利用者に提供する Apple Pay のためのアプリケーションをいいます。

(5)「指定カード」とは、利用者が本件モバイル端末を用いて本サービスを利用した場合に、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約を申し込む会員が指定したカードをいいます。

(6)「指定モバイル端末」とは、Apple 社が Apple Pay に対応するデバイスとして別途指定する機種のモバイル端末をいいます。

(7)「本件モバイル端末」とは、利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末をいいます。

(8)「トークン番号」とは、利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピ

ング利用を行う場合にのみ使用することが可能な番号であって、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に発行される番号をいいます。なお、利用者が同一の指定カードを用いて Apple Pay を利用する場合であっても、利用者が本契約を新たに締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトークン番号が発行されます。
(9) 「Apple Pay 加盟店」とは、Apple 社および当社が本サービスの利用ができる加盟店として認めた店舗等をいいます。

第３条（契約手続き等）
１．当社の指定する種別のカードの会員が本特約に同意の上、会員が本サービスの提供を受けるために用いようとする指定モバイル端末を介して、Apple 社所定の方法により本契約の申込みを行い、Apple 社および当社がそれぞれ審査の上承認した場合に、本契約は成立します。本契約の成立は、指定モバイル端末を通じて、利用者たる会員に通知され（なお、当社が必要と認める場合、当社はその他の方法により通知を行う場合があります)、当該通知と共に指定モバイル端末に Apple 社所定の登録がなされることにより、当該指定モバイル端末が本件モバイル端末となります。
２．前項に定める当社の指定する種別のカードは、当社が別途定めるものとします。
３．家族会員は、本会員（会員規約に基づき、家族カードを含む指定カードの利用代金にかかる債務を負担する会員を指します。以下、「本会員」といいます。）のカードに付帯するサービスの範囲内で、本契約の申し込みおよび本サービスの利用ができるものとし、家族会員が家族カードを指定カードとして本契約を申し込む場合には、家族会員は、あらかじめ本会員の同意を取得の上、本契約を申し込むものとします。

第４ 条（商標その他の知的財産権について）
本件アプリケーションに関する知的財産権は、Apple 社、当社または当社に当該知的財産権を許諾している第三者に帰属します。利用者は、本件アプリケーションを Apple 社、当社および当社に当該知的財産権等の使用を許諾している第三者が定める用途以外に使用することはできません。

第５条（トークン番号）
１．当社は、本契約が成立した場合、利用者に対して、トークン番号を発行します。この場合、本件モバイル端末には、Apple 社所定の仕様に基づき、トークン番号の一部の数字が表示されます。
２．利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、本件モバイル端末から Apple Pay 加盟店に対して、さらに Apple Pay 加盟店から当社に対してトークン番号が通信されることにより、利用者が指定カードによる決済を選択してショッピング利用を行ったことが特定されます。
３．利用者はトークン番号を本契約の目的のためにのみ使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってトークン番号を管理しなければなりません。利用者は、本サービス

およびトークン番号を第三者に開示、提供し、または第三者に利用させてはなりません。

第６条（付帯サービス）

１．利用者は、第３章に定めるサービスのほかに、当社が別途定めるところに従い、利用者が本サービスを利用する場合に限った付帯サービスを受けられる場合があります。

２．利用者が本サービスを利用する場合、会員が会員規約に基づき提供を受けられる付帯サービスの一部について、サービスの提供を受けることができない場合があります。

３．当社またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

第７条（本件モバイル端末・パスコード等の管理）

１．利用者は、本件モバイル端末の占有を失った場合には、第三者が本サービスを悪用するおそれがあること等を十分に考慮し、本件モバイル端末を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

２．利用者は、本件モバイル端末を第三者(指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに限りません。)に譲渡、貸与もしくは預託しようとする場合、また本件モバイル端末を廃棄しようとする場合には、必ず、事前に本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。

３．Apple Pay は、本件モバイル端末を所有する者が Apple Pay を利用しようとする都度、利用者が本件モバイル端末に事前に登録したパスコード（以下「本パスコード」といいます。）を入力する方法による本人認証（以下「モバイル端末認証」といいます。）を本件モバイル端末を所有する者に求め、モバイル端末認証がなされた場合に利用可能となるサービスです。当社は、モバイル端末認証がなされたことにより、本件モバイル端末を所有する者が利用者本人であるとみなします。

４．利用者は、本パスコードを他人に知られることがないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また、利用者は、本サービスの利用を申し込む際は、氏名、生年月日、電話番号等の第三者に容易に推測されやすい記号･番号等を本パスコードとして登録しないよう、既に登録された本パスコードの変更を含めた必要な措置をとるものとします。

５．第３項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の本人認証機能として、生体認証機能を利用する旨を本件モバイル端末において登録している場合、本件モバイル端末所定の方法により生体認証を行うことをもって、モバイル端末認証を行うことができる場合があります。利用者は、当該認証方法が第三者による悪用を完全に回避することができない方法であることを認識のうえ、利用者の責任と判断の下、生体認証機能を利用するか否かを選択するものとします。生体認証機能によるモバイル端末認証が行われた場合、その結果については、利用者本人が責任を負担するものとします。また、利用者が生体認証機能の利用登録を行っている場合であっても、本パスコードを入力する方法によるモバイル端末認証を行うことができる場合がありますので、利用者は引き続き、前項に定める義務を負うものとします。

６．利用者は、本件モバイル内に搭載された非接触 IC チップ、本件アプリケーションおよび

本サービスの利用のために本件モバイル内に格納された情報につき、偽造、変造、複製、分解、解析、編集もしくは転載を行わないものとします。
７．利用者が前各項に定める事項を遵守しなかったことにより、第三者が本サービスを利用した場合には、当社は、当該第三者による利用を利用者本人による利用とみなすものとし、利用者は、これを承諾します。
８．利用者が本サービスを利用する場合、会員規約に基づく暗証番号・オンラインショッピング本人認証サービス(Visa が提供する「VISA 認証サービス」、アメリカン・エキスプレスが提供する「SafeKey」)により要求されるパスワードによる本人認証は、原則として行われません。ただし、Apple Pay 加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場合があります。

第２章 個人情報の取扱い

第８条（個人情報の収集、保有、利用）

１．利用者および本契約を申し込まれた方（以下「利用者等」という。）は、当社が、(1)本契約を締結するか否かの判断、(2)本契約締結後の管理、(3)利用者に対する本契約に基づくサービスの提供のために、Apple 社から以下の①から④の個人情報の提供を受け、利用することに同意します。
①利用者等の氏名、住所、電話番号、使用言語等、利用者等が Apple 社に登録した事項
②本件モバイル端末の識別番号、端末の種別
③利用者等が本契約の申込みを行われるにあたって指定モバイル端末に入力した内容および入力方法等
④本契約を締結するか否かの判断に必要又は有用な情報
２．利用者は、当社が Apple 社に対して、(1)Apple 社における本契約締結後の管理、(2)Apple 社の利用者に対する本契約に関連するカスタマーサポートのために、利用者の会員番号、トークン番号、本契約の有効期間、および本件モバイル端末を用いた第三者による本サービスの悪用に関する情報を提供する場合があることに同意します。なお、Apple Pay の利用にあたり、Apple 社または Apple Pay に関連するサービスを提供する者が、Apple 社約款または当該サービス提供者の約款等に基づき、利用者の Apple Pay の利用に関する情報を取得する場合には、当該約款等が適用されるものとし、当社は、これについて一切の責任を負いません。
３．利用者等は、当社が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、第１項に定める個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第９条（契約不成立時および契約終了後の個人情報の利用）

利用者等は、本契約が成立しなかった場合であっても、または本契約が終了した後であっても、当社が前条の定めに従い個人情報の保有および利用を行うことに同意するものとします。

第３章 モバイルペイメントサービス

第１０条（利用可能な金額）

１．利用者は、指定カードの利用が認められた金額の範囲内で、本サービスを利用することができます。

２．前項にかかわらず、Apple Pay 加盟店の一部においては、1 回当たりの利用金額が制限される場合があります。

第１１条（ショッピング利用）

１．利用者は、Apple Pay 加盟店において、本件モバイル端末を Apple Pay が利用できる端末にかざす等、当社所定の本人認証を経る方法、または当社が認める方法を実施することにより本サービスを利用することができます。

２．前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末として使用する指定モバイル端末の種類、または、その他の条件によっては、Apple Pay 加盟店の一部において本サービスを利用することができない場合、又は取り扱う金額が制限される場合があります。

３．利用者は、会員規約の定めにかかわらず、Apple Pay 加盟店の店頭における取引であるか、インターネット等による非対面取引であるかを問わず、モバイル端末認証を行い、かつ Apple 社所定の手続きを行うことにより、本サービスを利用することができます。ただし、Apple Pay 加盟店によっては、会員規約に基づき、署名または指定カードの暗証番号の入力を求められる場合があります。

４．前項にかかわらず、当社が特に認めた場合には、利用者が Apple Pay 加盟店と事前に合意することにより、当該 Apple Pay 加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。

５．利用者が、本条に基づき Apple Pay 加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、当社に対して支払いを行うものとします。

６．利用者は、会員規約の定めに基づき、ショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。

第１２条（支払方法）

利用者が Apple Pay 加盟店の店頭において指定できるショッピング利用代金の支払方法は 1 回払いのみとなります。ただし、利用者は、 会員規約の定めに従い、当該「1 回払い」をその他の支払方法に変更することができます。

第４章 その他

第１３条（本件モバイル端末の紛失、盗難）
１．本件モバイル端末の紛失、盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は本会員の負担とします。この場合、会員規約に定めるカードの紛失・盗難の規定の適用はありません。
２．利用者は本件モバイル端末の紛失、盗難等に気付いた場合には、直ちに、次の①および②の措置をとるものとします。
①当社に対する届出
②Apple 社所定の方法による遠隔操作での Apple Pay の機能停止措置の実施
３．利用者は、指定カードの紛失、盗難等に気づいた場合は、会員規約に従った手続をとるとともに、当社に対し、当該カードが指定カードである旨の届出も行うこととします。

第１４条（一時停止等）
１．本サービスは、本サービスを提供するためのシステム（以下「本決済システム」という。）の定期的な保守点検および更新を行うために、一時停止されることがあります。
２．前項に加え、以下のいずれかに該当する場合、利用者に対する事前の通知または公表なく、本サービスを一時停止または中止することがあります。
(1)本決済システムの保守点検または更新を緊急に行う必要がある場合
(2)火災、天災、停電その他の不可抗力により、本サービスの運営を継続することが困難な場合
(3)本サービスまたは本決済システムの障害等により、セキュリティ上、当社が本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合
(4)上記各号のほか、当社が本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合
３．当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、当社が必要と認めた場合には、利用者に当社が指定する書面の提出および申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に認められていない国または地域においては、本サービスの利用を制限することがあります。

第１５条（免責）
１．当社は、以下の事由により、利用者が本サービスを利用できない場合であっても、一切の賠償責任を負いません。
(1)本件モバイル端末（これと一体となり、または記録されている IC チップ、各種アプリケーション、データ等を含む。以下、本条において同じ。）もしくは本件アプリケーションの瑕疵もしくは故障、または通信事業者の提供するサービスの瑕疵が起因する場合
(2)本件モバイル端末の電池切れによる場合
(3)Apple 社が利用者に対して Apple Pay にかかるサービス提供を停止もしくは中止している場合、またはその他 Apple 社の事情に起因する場合
(4)前条に基づき、本サービスが一時停止または中止された場合

２．当社は、利用者が本サービスを利用したことにより、本件モバイル端末の通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本件モバイル端末に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、利用者に損害が発生した場合といえども、当社に故意または過失がない限り、賠償の責任を負いません。また、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ通常損害のうち逸失利益は賠償する範囲に含まれないものとします。
３．当社は、第１ 項に定めるほか、Apple 社、通信事業者等その他の第三者が Apple Pay に関連して提供する商品、サービスの機能、内容について、一切責任を負いません。

第１６条（契約期間）
１．本契約は、第 3 条第 1 項の手続きが完了し、本件モバイル端末の本件アプリケーション上で指定カードの登録がなされた日（以下「契約成立日」という。）に成立し、契約成立日の 5 年後の応当日の属する月の末日に終了します。ただし、当社が認めた場合には、本契約の期間が自動的に更新され、本サービスの利用が継続できる場合があります。また、利用者が契約終了後も本サービスの利用を希望する場合には、当社所定の方法に従い、改めて手続を行うことにより、本特約に基づく本サービスの利用を継続することができます。
２．利用者は本件アプリケーションにおいて、Apple 社所定の手続きを行うことにより、いつでも本契約を解約することができます。 この場合、指定カードの本件モバイル端末への登録は抹消されます。

第１７条（解除等）
１．当社は、1 ヵ月前までに利用者に対して通知することにより、本契約を解除することができます。
２．当社は、利用者が本契約に違反し、当社が利用者に対して相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相当期間経過後も是正がなされない場合には、利用者に対して通知を要することなく、本契約を解除することができるものとします。
３．次の(1)から(9)のいずれかの事由に該当したときは、当社からの通知・催告等がなくても、当然に本契約は終了します。
(1)利用者が指定カードを退会したとき、または指定カードの会員資格を喪失したとき
(2)Apple 社と利用者との間の Apple Pay にかかる契約が終了したとき
(3)会員規約に基づき、会員区分の変更があったとき
(4)指定カード、指定カードのカード情報または本件モバイル端末を第三者が悪用した可能性があると当社が判断したとき
(5)利用者が当社に対して、指定カードを紛失、または盗難等にあった旨を通知したとき
(6)利用者が当社に対して、本件モバイル端末を紛失、または盗難等にあった旨通知したとき
(7)利用者が本契約に違反し、当該違反が重大な違反に当たるとき
(8)利用者の信用状態に重大な変化が生じたとき
(9)利用者による本サービスの利用状況が適当でないと当社が判断したとき

４．前条および本条により、本契約が終了した場合においても、本会員は、利用者による本サービス利用に関して生じた利用代金について、本特約の定めに従い、支払義務を負うものとします。

第１８条（本契約終了後の取扱い）
第１６条および第１７条に基づき本契約が終了した場合または理由のいかんを問わず本サービスが終了した場合であっても、利用者が会員規約に基づき、有効に指定カードを保有する場合には、当該カードは会員規約に基づき利用することができるものとします。

第１９条（サービス変更、一時停止または終了について）
1. Apple 社、その他 Apple Pay に関するサービスの提供会社の事情により、本サービスは、内容の変更、一時停止または終了をすることがあります。
2. 当社は、前項により、利用者または第三者に発生した一切の損害、不利益について一切責任を負いません。

第２０条（本特約の変更）
当社は、合理的な期間の予告期間を設けて（但し、利用者の一般の利益に適合する場合を除きます。)、利用者に対してあらかじめ通知し、又は当社のウェブサイトにおいて変更内容を告知することにより、本特約を変更することができるものとします。

以上
（2025 年 1 月）